4月23日に県知事より、岩手県内全域を対象として、4月23日から5月6日までの間、不要不急の外出の自粛、特にも繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛や都道府県をまたいでの移動の自粛について強い要請がありました。

加えて、大規模な集会展示施設及び生活必需品の販売施設以外の商業施設などへの休業についても、協力要請があったところです。

本市といたしましても、一刻も早い事態の収束に向けて、緊急事態措置を 実施すべき区域に指定されている期間において、市の施設は、原則休館又は 利用休止といたします。

さらに、観光施設、地域の公民館、小規模の集会場についても、利用の休止をお願いすることとしております。市民のみなさまには、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いします。

また、「特別定額給付金給付事業等実施本部」を4月20日に設置したところであり、市民のみなさまの生活支援のため、国の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の早期給付に努めるほか、雇用の維持、事業の継続等を図るため、各種支援策を早急に進めてまいります。

市民のみなさまには、あらためて、「3つの密」を避ける取組や、手洗いや 咳エチケットをはじめとする日常的な感染症対策についても引き続き徹底し ていただくようお願いします。

市民一人一人の冷静な対応が、今、求められています。しっかりと取り組むことで感染の拡大が大幅に減少され、収束につながると存じますので、あらためて、ご理解とご協力をお願いします。

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長 盛岡市長 谷 藤 裕 明